

別添 1

移動タンク貯蔵所等の立入検査結果

1 総括表

実施場所	実施消防機関数	実施場所数	移動タンク貯蔵所								危険物運搬車両		警察機関との協力状況
			実施車両数	うち他行政庁	不適合車両数	うち他行政庁	無許可車両数	うち他行政庁	不適合車両数等	うち他行政庁	実施車両数	不適合車両数	
					(a)		(b)		(a+b)				
道路上	700	1,004	4,274	2,738	922	548	9	6	931	554	553	106	有 983 無 21
常置場所	448	6,036	14,271	57	2,381	25	36	3	2,417	28			
危険物の積みおろし場所	104	420	1,473	494	189	61	0	0	189	61	166	23	
その他	267	863	8,224	44	1,434	6	10	0	1,444	6	358	32	
合計	※ 871	8,323	28,242	3,333	4,926	640	55	9	4,981	649	1,077	161	

- (注) (1) 実施場所の区分において、走行中の車両を道路に接した空地等に誘導して立入検査を実施した場合は、「道路上」での実施の区分とした。
「その他の場所」とは、道路上、常置場所及び危険物の積みおろし場所以外の場所をいう。
- (2) 「不適合車両」とは、移動タンク貯蔵所にあつては、貯蔵、取扱いの技術上の基準、位置、構造、設備の技術上の基準及び移送の基準等に関し、危険物運搬車両にあつては、運搬の基準に関し、1件以上不適合が認められる車両をいう。
- (3) 「無許可車両」とは、無許可貯蔵又は無許可変更に係る車両をいう。
- (4) 移動タンク貯蔵所の実施車両数、不適合車両数又は無許可車両数の「うち他行政庁」の欄は、立入検査において基準不適合を指摘した行政庁以外の行政庁によって許可された車両数で内数である。
- (5) ※の「実施消防機関数」の合計は、延べ数ではなく実数である。

2 最近5年間の立入検査実施車両数及び基準不適合車両数の推移

年度	移動タンク貯蔵所			危険物運搬車両		
	実施車両数	不適合車両数等	不適合率(%)	実施車両数	不適合車両数	不適合率(%)
平成8年度	26,940	4,814	17.87	1,247	231	18.52
平成9年度	27,241	4,999	18.35	1,503	241	16.03
平成10年度	27,306	5,004	18.33	1,344	209	15.55
平成11年度	27,382	5,282	19.29	1,207	203	16.82
平成12年度	28,242	4,981	17.64	1,077	161	14.95

(注) 「不適合車両数等」には、無許可車両数を含む。

3 基準不適合車両の項目別内訳

項			目		不適合車両数		増減数
			12年度	11年度			
移動タンク貯蔵所	貯蔵、取扱の基準不適合 (法10条3項)	許可品目以外の貯蔵（令24条1号）		50	43	7	
		貯蔵、取扱の不備による漏えい等（令24条8号、令26条1項7号）		33	29	4	
		完成検査済証等備え付け義務違反（令26条1項9号）		720	786	-66	
		その他の貯蔵、取扱の基準違反(令24条～27条(上記の各項号を除く))		195	182	13	
		小 計		998	1,005	-7	
	設備等の基準維持義務違反 (法12条1項)	常置場所に係る基準不適合（令15条1項1号）		134	122	12	
		■ (令15条1項2号、3号、7号、8号)	塗料の剥離発錆	337	347	-10	
			変形、破損	33	49	-16	
			漏えい有	2	2	0	
			その他	68	99	-31	
		附属装置に係る基準不適合 (令15条1項4号(防波板を除く。)、5号、6号)	変形、破損	51	65	-14	
			機能不良	59	47	12	
			その他	85	95	-10	
		配管、弁等に係る基準適合 (令15条1項9～12号)	変形、破損	48	43	5	
			漏えい有	0	2	-2	
			機能不良	211	160	51	
			その他	208	231	-23	
		電気設備、接地導線の不良等（令15条1項13号、14号）		728	689	39	
		表示、標識の未揭示等 (令15条1項17号)	未揭示、不足	92	89	3	
			そ の 他	610	640	-30	
		消火器の未設置等 (令20条)	未設置、不足	122	105	17	
			そ の 他	701	738	-37	
		その他の設備等の基準不適合（令15条1項（上記各号を除く））		542	572	-30	
		積載式移動タンク貯蔵所の特例基準不適合（令15条2項）		1	9	-8	
		給油タンク車の特例基準不適合（令15条3項）		0	2	-2	
		■		0	0	0	
		小 計		4,030	4,102	-72	
	移送の基準不適合 (法16条の2)	危険物取扱者無乗車（法16条の2・1項）		38	25	13	
		運転要員不足（令30条の2・2号）		3	2	1	
		危険物取扱者免状不携帯（法16条の2・3項）		93	79	14	
		その他の移送基準に係る不適合（令30条の2・1号及び3～5号）		66	62	4	
		計		200	169	31	
	定期点検に係る義務違反（法14条の3の2）		1,884	1,953	-69		
	水圧試験未実施		868	884	-16		
	危険物取扱者の保安講習義務違反（法13条の23）		714	769	-55		
	合 計		7,826	7,998	-172		
危険物運搬車両	運搬の基準不適合 (法16条)	運搬容器の技術上の基準不適合（令28条）		5	8	-3	
		積載方法基準不適合 (令29条)	収納、表示不適合（令29条1号、2号）	19	17	2	
			漏えい有	0	1	-1	
			積載不適合（令29条3号、4号、7号）	34	40	-6	
			被覆不適合（令29条5号）	1	1	0	
			混載不適合（令29条6号）	0	2	-2	
			小 計	54	61	-7	
		運搬方法基準不適合 (令30条)	標 識 (令30条1項2号)	23	33	-10	
			未揭示、不足	34	46	-12	
			消 火 器 (令30条1項4号)	37	42	-5	
	未設置、不足		80	94	-14		
	そ の 他	17	15	2			
	小 計		192	229	-37		
	合 計		251	298	-47		

別添 2

消 防 危 第 8 号
平成 1 3 年 1 月 1 9 日

(社)全日本トラック協会会長
(社)タンクトラック協会会長 殿
日本貨物運送協同組合連合会会長

消防庁危険物保安室長

移動タンク貯蔵所等に対する立入検査結果等について

今般、消防庁において、平成12年11月中に全国の消防機関が一部警察機関の協力の下に実施しました移動タンク貯蔵所及び危険物運搬車両の立入検査結果を別添のとおりまとめました。

これによると、基準不適合車両の割合は、前年より減少しているものの最近の5年間をみると増減を繰り返す傾向にあり、依然として看過できない状況にあります。

基準不適合車両に対しては、既に関係消防機関による指導等の必要な措置が行われたところですが、貴会におかれてもこのような状況等を認識され、貴会会員に対し別記の点について周知徹底して下さるようお願いします。

(別添略)

別記

1 移動タンク貯蔵所を所有、管理する関係者に対する留意事項

(1) 移動タンク貯蔵所の設備、維持管理に関する事項

ア 移動タンク貯蔵所の定期点検を実施し、その結果を車両に備え付けておくこと。

特に水圧試験を5年以下ごとの期間に1回以上実施すること。

イ 電気設備、接地導線の不良箇所（断線等）がないように維持管理に努めること。

ウ 貯蔵する危険物に係る表示及び標識を適正に掲げるとともに維持管理に努めること。

エ 必要な消火設備（消火器は2本以上）を設置するとともに維持管理に努めること。

(2) 貯蔵、取扱いに関する事項

ア 危険物取扱者の乗車及び危険物取扱者免状の携帯を移送前に確認すること。

イ 乗車する危険物取扱者の危険物取扱者免状の交付年月又は保安に関する講習を受けた年月を調査するなど、計画的に危険物取扱者に3年以内ごとの保安講習を受講させること。

ウ 移送前の点検及び移送に際しての細心の注意を励行すること等、移送の基準の遵守を徹底すること。

特にマンホールの蓋や底弁の閉め忘れ等に注意すること。

エ 許可又は届出に係る許可証等及び完成検査済証を常時車両に備え付けておくこと。

2 危険物の運搬車両を所有、管理する関係者に対する留意事項

(1) 指定数量以上の危険物を運搬する車両には標識及び消火器を設置するとともに点検等を行い維持管理に努めること。

(2) 運搬前に、法令に定められた容器、表示、積載方法によっているかどうかの確認を徹底すること。

特に容器の蓋の閉め忘れ及び容器の固定には注意すること。

3 上記1、2の関係者に対してイエローカードの携行を徹底すること。

参考

第1 検査結果に基づく不適合項目（詳細は別添の3を参照）

1 違反の多い項目^{※1}

(1) 移動タンク貯蔵所関係

ア 定期点検に係る義務違反……………	1,884件（6.7%） ^{※2}
（うち水圧試験未実施……………	868件（3.1%）
イ 消火器の未設置等……………	823件（2.9%）
（うち消火器の未設置、不足……………	122件（0.4%）
ウ 表示、標識の未掲示等……………	702件（2.5%）
（うち表示、標識の未掲示、不足……………	92件（0.3%）
エ 完成検査済証等の備付け義務違反……………	720件（2.6%）
オ 電気設備、接地導線の不良等……………	728件（2.6%）
カ 危険物取扱者の保安講習義務違反……………	714件（2.5%）

(2) 危険物運搬車両関係

ア 消火器の未設置等……………	117件（10.9%）
（うち消火器の未設置、不足……………	37件（3.4%）
イ 標識の未掲示、不足等……………	57件（5.3%）
（うち標識の未掲示、不足……………	23件（2.1%）
ウ 積載方法不適合……………	34件（3.2%）

2 前1以外で危険性が高い違反項目

(1) 移動タンク貯蔵所関係

ア 配管、弁等の変形、破損……………	48件（0.2%）
イ 危険物取扱者無乗車……………	38件（0.1%）
ウ タンク本体の変形、破損……………	33件（0.1%）
エ 貯蔵、取扱いの不備による漏えい……………	33件（0.1%）

(2) 危険物運搬車両関係

ア 収納、表示不適合……………	19件（1.8%）
イ 容器の技術上の基準不適合……………	5件（0.5%）

第2 イエローカードの携行状況^{※3}

- 1 移動タンク貯蔵所……………携行率96.1%（489台／509台）
- 2 危険物運搬車両……………携行率66.7%（46台／69台）

※1 違反の多い項目は最近の5年間変わっていない。

※2 立入検査実施車両数に対する割合を示す。

※3 調査対象は危険物の移送、運搬中の車両であって、ガソリン、灯油、軽油、重油、廃油、動植物油類に係るものを除く。